羽生市パートナーシップ及びファミリーシップ宣誓に関 する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現するため、 パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓について必要な事項 を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
  - (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活 において継続的に協力し合うことを約した二人であって、当該二 人のうち一方又は双方の性自認が戸籍上の性別と異なるもの又は 性的指向が異性のみではないものである二人の関係をいう。
  - (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は 双方と生計を同一にする未成年の子(実子又は養子をいう。以下 「子」という。)と家族として協力し合う関係をいう。
  - (3) 宣誓 市長に対し、パートナーシップ又はファミリーシップ にあることを誓うことをいう。

(対象者)

- 第3条 パートナーシップの宣誓ができる者は、次の各号に掲げる要 件のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達 していること。
  - (2) 次のいずれかに該当していること。
  - ア 双方が市内に住所を有していること。
  - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が第4条第1項第1 号の宣誓書を提出した日(以下「宣誓書提出日」という。)から

- 3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 宣誓をしようとする者同士が近親者(直系血族、3親等内の 傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。)でないこと。ただし、 養子縁組によって近親者となった場合は、この限りでない。
- (4) 配偶者(婚姻を届け出ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと又は宣誓をしようとする者以外にパートナーシップを宣誓し、若しくはそれに類する関係にある者がいないこと。
- 2 ファミリーシップの宣誓は、ファミリーシップの宣誓に係る子が 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 市内に住所を有していること
  - (2) 宣誓書提出日から3か月以内に市内への転入を予定していること。

(宣誓の方法等)

- 第4条 宣誓をしようとする者(ファミリーシップに係る子を除く。 この条において同じ。)は、そろって職員の面前において次に掲げる 書類に、それぞれが署名し、市長に提出しなければならない。ただ し、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、郵送等により 提出することができる。
  - (1) 羽生市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第 1号。以下「宣誓書」という。)
  - (2) 羽生市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する 確認書 (様式第2号。以下「確認書」という。)
- 2 宣誓をしようとする者の双方又は一方が自ら宣誓書及び確認書に 署名することができないときは、当該宣誓をしようとする者及び職 員の立会いの下で、宣誓をしようとする者の一方又は職員は、これ を代筆することができる。
- 3 宣誓書には、次に掲げる書類(宣誓をする日前3か月以内に発行

されたものに限る。)を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し。ただし、前条第1項第2号イに規定する市内 への転入を予定している者にあっては、この限りでない。
- (2) 戸籍謄本、戸籍抄本、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類
- (3) ファミリーシップの宣誓をする場合は、次に掲げる書類 ア 当該宣誓に係る子の住民票。ただし、前条第2項第2号に規定 する市内への転入を予定している子にあっては、この限りでな い。
- イ 当該宣誓に係る子が当該宣誓をしようとする者の実子又は養 子であることが確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 前条第1項第2号イ又は同条第2項第2号に規定する市内への転入を予定している者は、転入後速やかに住民票の写しを市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定により宣誓書及び確認書を提出した者(以下「宣誓書及び確認書を提出した者」という。)が本人であることを確認するため、個人番号カード、運転免許証、旅券その他の市長が適当と認める書類の提示を求めるものとする。
- 6 第1項の規定により宣誓書及び確認書を提出しようとする場合に おいて、市長が特別な理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に 通称(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをい う。)を併記することができる。

(証明書等の交付)

第5条 市長は、前条の規定により宣誓書及び確認書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、羽生市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書(様式第3号)及び羽生市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード(様式第4号)(以下こ

れらを「証明書等」という。)に、宣誓書の写しを添えて当該宣誓を した者(以下「宣誓者」という。)それぞれに交付するものとする。 (証明書等の再交付)

第6条 宣誓者は、証明書等を紛失し、又は破損したときは、羽生市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第5号)を市長に提出することにより、その再交付を受けることができる。

(宣誓内容の変更)

- 第7条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があったとき(次条 各号に該当する場合を除く。)又はファミリーシップの宣誓を加えるときは、羽生市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変 更届(様式第6号)に必要書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による提出があった場合において、証明書等の記載事項を変更する必要があると認めるときは、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。この場合において、当該宣誓者は、変更前の証明書等を速やかに市長に返還するものとする。

(証明書等の返還)

- 第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、羽生市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届(様式第7号)を市長に提出し、証明書等を返還しなければならない。
  - (1) 宣誓者の双方又は一方の意思によりパートナーシップ又は ファミリーシップが解消したとき。
  - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
  - (3) 宣誓者の双方又は一方が市外に転出したとき。
  - (4) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき(同項第2号の適用については、転勤、親族の介護その他のやむを得ない事由により宣誓者の一方が一時的に市外に転出した場合を除

く。)。

(宣誓の無効)

- 第9条 市長は、宣誓者が虚偽その他不正により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明した時は、当該 宣誓者に対して交付した証明書等を無効とする。
- 2 市長は、前項の規定により証明書等を無効にした場合は、宣誓者 に当該証明書等の返還を求めるものとする。

(配慮事項)

第10条 職員は、この制度の推進に当たっては、この要綱の趣旨を 尊重し、宣誓の当事者に十分配慮するものとする。

(周知等)

第11条 市長は、宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年3月1日から施行する。
  - (羽生市家族介護用品支給事業実施要綱の一部改正)
- 2 羽生市家族介護用品支給事業実施要綱(平成12年告示第5号)
  の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。 (3)

## 改 正 後

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のねたきり 又は認知症の高齢者に対し、家族介 護用品を支給することにより、本人 及び同居する家族等 (その者と同一 の住所を有する者をいう。以下同 じ。)を援助し、その精神的又は経済 的な負担の軽減を図り、もって福祉 の増進に寄与することを目的とす る。

(対象者)

第2条の2 この事業の対象となる者 (以下「対象者」という。)は、市内 に住所を有し、市民税非課税世帯に 属し、及び同居する家族等により在 宅で介護を受け、かつ、次の各号の いずれかに該当するものとする。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

(支給の手続)

- 第4条 家族介護用品の支給を受けよ うとする者又は同居する<u>家族等</u>は、 家族介護用品支給申請書 (様式第1 号)を市長に提出しなければならな い。
- 2 (略)

(支給の取消し)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれか に該当する場合は、家族介護用品の 支給を取り消すことができる。
  - (1)(略)
  - 受給者又は同居する家族等 (2) が家族介護用品の支給を辞退した 場合
  - (3) 受給者又は同居する家族等 が偽り又は不正の手段により支給 を受けた場合
- 市長は、前項の規定による取消し を決定したときは、受給者又は同居

## 改 正前

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のねたきり 又は認知症の高齢者に対し、家族介 護用品を支給することにより、本人 及び同居する家族(その者と同一の 住所を有する者をいう。以下同じ。) を援助し、その精神的又は経済的な 負担の軽減を図り、もって福祉の増 進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条の2 この事業の対象となる者 (以下「対象者」という。)は、市内 に住所を有し、市民税非課税世帯に 属し、及び同居する家族により在宅 で介護を受け、かつ、次の各号のい ずれかに該当するものとする。

(1)・(2) (略)

(支給の手続)

第4条 家族介護用品の支給を受けよ うとする者又は同居する<u>家族</u>は、家 族介護用品支給申請書(様式第1号) を市長に提出しなければならない。

## (略)

(支給の取消し)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれか に該当する場合は、家族介護用品の 支給を取り消すことができる。
  - (1) (略)
  - (2) 受給者又は同居する家族が 家族介護用品の支給を辞退した場 合
  - (3) 受給者又は同居する家族が 偽り又は不正の手段により支給を 受けた場合
- 2 市長は、前項の規定による取消し を決定したときは、受給者又は同居 する家族等に対しては家族介護用品 | する家族に対しては家族介護用品支

支給取消決定通知書(様式第5号) により、事業者に対しては家族介護 用品支給実施委託取消通知書(様式 第6号)により通知するものとする。 給取消決定通知書 (様式第5号)に より、事業者に対しては家族介護用 品支給実施委託取消通知書(様式第 6号) により通知するものとする。

(羽生市家族介護慰労金支給要綱の一部改正)

羽生市家族介護慰労金支給要綱(平成13年告示第13号)の一 3 部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在すると きは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後

(目的)

は認知症の高齢者を介護している同 居の家族等(その者と同一の住所を有 する者をいう。以下同じ。) に家族介 護慰労金(以下「慰労金」という。) を支給することにより高齢者福祉の 増進を図ることを目的とする。

(支給対象者)

次の各号のいずれにも該当する者(以 下「被介護者」という。) を介護して いる同居の家族等に支給する。

 $(1) \sim (5)$  (略)

改 正 前

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のねたきり又 | 第1条 この要綱は、在宅のねたきり又 は認知症の高齢者を介護している同 居の家族(その者と同一の住所を有す る者をいう。以下同じ。) に家族介護 慰労金(以下「慰労金」という。)を 支給することにより高齢者福祉の増 進を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 慰労金は、市内に住所を有し、 第2条 慰労金は、市内に住所を有し、 次の各号のいずれにも該当する者(以 下「被介護者」という。)を介護して いる同居の家族に支給する。

> $(1) \sim (5)$ (略)

(羽生市徘徊高齢者等位置探索サービス事業実施要綱の一部改正)

羽生市徘徊高齢者等位置探索サービス事業実施要綱(平成14年 告示第22号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては

「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

## 改正後

改正前

(目的)

第1条 この要綱は、認知症等のために 著しい徘徊行動が見られる高齢者 (以下「徘徊高齢者等」という。) 対し、徘徊高齢者等位置探索サーを実生を 事業」という。) 事業」という。) 事業」という。) 事業」という。) 等の安全を確保するとともに、徘徊るとを在宅で介護者等」という。 精神の負担を軽減し、もって徘徊者等及びその介護者等の福祉の増進者等及ごとを目的とする。 (目的)

第1条 この要綱は、認知症等のために 著しい徘徊行動が見られる高齢者等 (以下「徘徊高齢者等」という。) 対し、徘徊高齢者等位置探索サーを 事業(以下「事業」という。) 事業(以下「事業」という。) を全を確保するをといる者等の安全を確保する者とともに、徘徊高齢者等のの 者等を在宅で介護する者又はそのの精 をという。) 神的負担を軽減し、もって徘徊高齢者 等及での介護者等の福祉の増進を 図ることを目的とする。